

## 第17回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成30年11月21日（水）午後4時から午後4時25分

2. 開催場所 豊中市役所第二庁舎3階南会議室

3. 出席委員 （15人全員出席）

【会長】 渡邊 稔

【委員】 伊藤 源司 鹿嶋 収 阪口 義治 高島 邦子

辻 博美 中尾 常雄 中尾 祐子 半田 益宏

松尾 眞一 松島 慶治 水田 稔 光久 修平

森 彰男 山田 徹

4. 現地調査委員

阪口 義治 高島 邦子

5. 議事日程

報告第55号 農地法第4条の規定による転用届出（専決分）について

報告第56号 農地法第5条の規定による転用届出（専決分）について

報告第57号 土地現況証明申込（専決分）について

報告第58号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

報告第59号 生産緑地の取得の斡旋協力について

議案第22号 生産緑地に係る主たる従事者証明について

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山野 純 書記 益住 惣太郎 書記 大橋 幸子

7. 会議の概要

山野局長 ただ今より豊中市農業委員会を開会したいと思います。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は渡邊会長にお願いいたします。

議長 ただ今から第17回豊中市農業委員会を開会します。  
本日は15名全員の委員が出席され、定足数に達しておりますので、本委員会は成立しています。

議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、半田委員と松尾委員を指名します。

次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

益住書記 <議事日程を報告>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。

日程第1、報告第55号、農地法第4条の規定による転用届出の専決分についてです。

1番及び2番について、事務局から報告願います。

益住書記 1番及び2番は会長の担当地区ですので、事務局から報告します。

また、同一の開発に係る届出ですので、一括して報告します。



した。

以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、11月13日に受理通知書を発行したものです。  
次に、日程第3、報告第57号、土地現況証明申込の専決分についてです。  
1番について、事務局から報告願います。

益住書記 1番について報告します。  
申込人は東豊中町●丁目の●さんです。  
申込の場所は中桜塚2丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。  
10月22日に現地調査を行いました。現況欄に記載のとおり、全くの非農地であることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月31日に証明したものでございます。  
次に、日程第4、報告第58号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明です。本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。  
1番について、中尾祐子委員から報告願います。

中尾祐委員 1番について報告します。  
農業相続人は熊野町●丁目の●●さんです。  
適用農地は東泉丘●丁目及び東泉丘●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。  
10月25日に事務局と現地調査を行いました。利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月24日に証明を発行したものです。  
2番について、事務局から報告願います。

益住書記 2番は会長の担当地区ですので、事務局から報告します。  
農業相続人は勝部●丁目の●●さんです。  
適用農地は勝部●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。  
10月29日に現地調査を行いました。利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月24日に証明を発行したものです。  
3番について、松島委員から報告願います。

松島委員 3番について報告します。  
農業相続人は桜の町●丁目の●●さんです。  
適用農地は桜の町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。  
10月25日に事務局と現地調査を行いました。利用状況欄に記載のとおり作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、10月25日に証明を発行したものです。  
4番について、阪口委員から報告願います。

阪口委員 4番について報告します。  
農業相続人は刀根山元町の●●さんです。

適用農地は刀根山●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

議 長 10月26日に事務局と現地調査を行いました。利用状況欄に記載のとおり  
の作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認  
しましたので、報告します。  
ただ今の報告に基づいて、10月30日に証明を発行したものです。  
5番について、松尾委員から報告願います。

松尾委員 5番について報告します。  
農業相続人は桜の町●丁目の●●さんです。

適用農地は宮山町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

議 長 10月26日に事務局と現地調査を行いました。利用状況欄に記載のとおり  
の作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認  
しましたので、報告します。  
ただ今の報告に基づいて、10月31日に証明を発行したものです。  
6番について、高島委員から報告願います。

高島委員 6番について報告します。  
農業相続人は若竹町●丁目の●●さんです。

適用農地は小曾根●丁目及び若竹町●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のと  
おりです。

議 長 11月14日に事務局と現地調査を行いました。利用状況欄に記載のとおり  
の作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認  
しましたので、報告します。  
ただ今の報告に基づいて、11月16日に証明を発行したものです。  
次に、日程第5、報告第59号、生産緑地の買取り申出に係る斡旋協力についてです。  
1番及び2番について、事務局から説明願います。

益住書記 生産緑地の買取り申出に伴い、市長から平成30年11月9日付で、当該生産緑地を農  
業者が取得できるよう斡旋についての協力要請がありましたので、その内容を説明しま  
す。

1番について説明します。

土地の所在地は、利倉西2丁目の3筆で、地目は田、面積は公簿で合計1,005㎡、利  
倉橋西約150mに位置しています。生産緑地法の規定に基づき、平成30年9月28  
日付で市長に対し買取り申出があり、市長は買取りの可否について検討した結果、買取  
らないとの決定を行ったとのこと。

次に、2番について説明します。

土地の所在地は、上野坂2丁目で、地目は畑、面積は公簿で321㎡、医療保健センタ  
ー東約100mに位置しています。生産緑地法の規定に基づき、平成30年9月28日  
付で市長に対し買取り申出があり、市長は買取りの可否について検討した結果、買取  
らないとの決定を行ったとのこと。

結果、市長から当農業委員会に対し、それぞれ当該生産緑地において農業に従事するこ  
とを希望する者がこれを取得できるよう斡旋の協力要請があったものです。

各委員におかれましては、農業従事者で取得を希望される方がおられましたら、事務局  
までご連絡をお願いします。また、土地の詳細について必要な方は、事務局までお問  
い合わせください。

取得はどれか1筆のみでも構いません。

なお、本件の回答期限につきましては、12月17日（月）とさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明どおり、本件農地の取得を希望される農業者がおられましたら、12月17日（月）までに事務局までご報告いただきますようお願いいたします。

次に、日程第6、議案第22号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明についてを議題とします。

1番について、事務局説明願います。

益住書記

この証明は、生産緑地法の規定により、生産緑地を豊中市に買取り申出する場合に必要な証明です。

申出理由が死亡または故障の場合は、その方が農業の主たる従事者であったことの農業委員会による証明が必要です。

1番について説明します。

本件は、農業に従事する者の死亡で、生産緑地法第10条の規定に該当するものです。

証明申出人は相続人の●●●●●さんの●●●●●である●●●●●さん及び相続人の●●●●●さんで、父である●●●さんが亡くなったことによる申出です。

申出地は、東泉丘●丁目で地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。●●さんは農業委員会が毎年行っております農地台帳等申告書には農業経営主としての届出をされておりました。このことから、農業の主たる従事者の要件を満たしていると考えます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

地区担当の中尾祐子委員いかがですか。

中尾祐委員

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、申込事由の生じた●●●さんは、亡くなるまでは農業の主たる従事者として農業経営に従事されていたことを報告します。

議長

ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議長

異議なしと認めます。1番について証明することに決定しました。

次に、日程第7、議案第23号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

本議案については、事務局からの報告に基づきご審議願います。

1番について、事務局から説明願います。

益住書記

この申請は、農地法第3条の規定により、農地の所有権を移転する場合に必要な許可申請です。

1番について、説明します。

譲渡人は●●市の●●●●●さん、譲受人は●●市の●●●●●さんです。

申請地は、宮山町●丁目で地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

この農地は●●さんと●●さんが持分を共有していますが、●●さんが高齢のため、●●さんに持分を集約するための所有権移転です。

農地を取得する場合は、取得する土地の面積も含め、耕作の事業に供する農地が農地法第3条第2項第5号に基づき定められた別段の面積、豊中市は1,000㎡に達しなければ

ば許可できないとなっておりますが、●●さんは本農地の他にも●●市に744㎡の農地を所有しており、問題ありません。

また、誓約書も提出されており、許可要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 現地調査班の阪口委員、いかがですか。

阪口委員 申請地について、本日午後2時より現地調査を行いました。提出された申請書では竹を作付していくとあり、現地も耕作に適した状態であったことを確認しましたので報告します。

議 長 地区担当の松尾委員、いかがですか。

松尾委員 ただ今、事務局及び現地調査班から報告がありましたが、譲受人の●●さんは当該地において営農を続けてきており、農地取得後の宣誓書も提出されておりますので、異議のないものと考えます。

議 長 ただ今の報告についてご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。1番について許可することに決定しました。

2番について、事務局から説明願います。

益住書記 2番について、説明します。

譲渡人は走井●丁目の●●●●●さんの●●●●●である●●●●●さん、譲受人は東泉丘●丁目の●●●●●さんです。

申請地は、東泉丘●丁目で地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

この農地は●●●●●さんと●●●●●さんが持分を共有していますが、●●●●●さんが営農困難なため、●●●●●さんに持分を集約するための所有権移転です。

本農地は1,000㎡を超えており、●●●●●さんは本農地の他にも農地を所有されているため、面積要件の問題はありません。

また、誓約書も提出されており、許可要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長 現地調査班の高島委員、いかがですか。

高島委員 申請地について、本日午後2時より現地調査を行いました。提出された申請書では竹を作付していくとあり、現地も耕作に適した状態であったことを確認しましたので報告します。

議 長 地区担当の中尾祐子委員、いかがですか。

中尾祐委員 ただ今、事務局及び現地調査班から報告がありましたが、譲受人の●●●●●さんは当該地において営農を続けてきており、農地取得後の宣誓書も提出されておりますので、異議のないものと考えます。

議 長 ただ今の報告についてご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。2番について許可することに決定しました。

次に、次回の農業委員会の日程について、事務局から説明します。

大橋書記 次回の委員会の日程でございますが、12月26日(水)に開催したいと考えておりま

す。

委員会は午後4時からで、場所は豊中市役所第一庁舎2階大会議室でございます。

現地調査は午後2時からとし、調査班は辻委員と中尾常雄委員でございますが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施いたします。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 　ただ今のとおり、決定してよろしいか。

＜異議なしの声＞

議長 　それでは、次回の現地調査と農業委員会は、12月26日（水）に決定しました。

これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。